

## 「第3期大阪府食の安全安心推進計画（案）」に対する意見

2017年11月21日  
全大阪消費者団体連絡会

\* 1～9の該当項目：第3章 食の安全安心の確保に関する施策

\* 10の該当項目：第4章 各施策の取組体制

### 1. 輸入食品の検査を強化して下さい。

- 1) 輸入食品は消費者の関心が特に強いテーマです。今回、輸入食品の検査が独立した項目として記載されたことを評価します。
- 2) 事業目標に輸入食品の検査件数を加え、現状よりも拡充させる目標を設定して下さい。
- 3) 大阪府の輸入食品の検査状況（検査件数、内容、結果）を、府民に分かりやすく知らせて下さい。

### 2. 食品表示の適正化の指導監視を強めるとともに、新たな制度への円滑な移行を促進して下さい。

- 1) 食品表示は消費者の関心が特に強いテーマです。今回、新たな制度に基づく表示の適正化の推進が重点課題とされたこと、健康増進法に基づく表示の指導、景品表示法に基づく表示の指導が盛り込まれたことなどを評価します。
- 2) 重点課題とした食品表示に設定された事業目標を、より強化して下さい。具体的には、
  - ①「食品表示ウォッチャー兼推進員の府内市町村配置率」について、最終目標を100%として下さい。
  - ②「新たな食品表示制度学習会の開催数目標」について、学習会を事業者向けと消費者向けに分けて目標を設定するとともに、参加者数と理解度を指標に加えて下さい。
- 3) 「巡回点検店舗での概ね正しく表示されている店舗の割合」が事業目標からなくなっています。しかし、この目標は実際に適正な表示が行われているかどうかを示すアウトカム指標（成果指標）と言えるものであり、今回設定された事業目標ではその代わりになっていません。よって、権限移譲市分を除いたものであることあるいは全数点検でないことを付記して事業目標に復活させるか、それに代わりうるアウトカム指標を新たに設定して下さい。
- 4) 保健機能食品を含む健康食品についての表示違反事例が指摘されています。平成28年度の大阪府の合同監視でも表示不備があった施設数が調査施設の5割に上っており、監視強化が必要です。事業目標として、健康食品関係施設の合同監視の施設数と表示不備がない施設数の割合を設定して取り組んで下さい。
- 5) 新しい表示制度への変更に伴い、表示の適正さを確保するうえで自治体の役割は大きくなると思われます。必要な人員・予算の確保を進めて下さい。

### 3. 食中毒対策を強化して下さい。

- 1) 集団食中毒事件が発生しています。予防措置について事業者への監視指導、情報提供を一層強めて下さい。発生時には、府民への迅速な情報提供と原因究明に努めて下さい。

- 2) 重点課題とされた「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」を着実に進めて下さい。すべての食品等事業者を登録制とすることが想定されていることも踏まえて、必要な人員・予算の確保を進めて下さい。
- 3) 認証制度を促進するため、期待される府民の取組ポイントに、「認証を受けた食品・事業者を積極的に利用しましょう」を加えてはどうでしょうか。

#### 4. 健康食品の安全と適正な表示のための施策を強化して下さい。

- 1) 無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査について、この間、国などの検査で違反事例が摘発されています。また、健康被害の注意喚起がされる事例もあります。大阪府でも試験検査を強化して下さい。第2期計画で未達成の事業目標は、目標を上回る検体数の試験検査を行って下さい。
- 2) 保健機能食品でも機能性成分の配合量が規格を満たしていなかった事例が発覚しました。いわゆる健康食品も含め、毎年数検体でも良いので、謳われている配合量を確認する試験検査を行って下さい。
- 3) 「健康食品で問題を解決しようとするのではなく、あくまでも補助的な食品の一つであるとする」（消費者庁「健康食品 Q&A」より）ことについて、府民への情報提供・啓発を強めて下さい。

#### 5. 食品のアレルギーに関わる施策を強化して下さい。

- 1) 食品アレルギーを持つ人、子どもが増えています。食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止の技術指導、アレルギー表示の適正化等の施策を強めて下さい。

#### 6. 野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理を強化して下さい。

- 1) 国も普及に取り組むジビエですが、食中毒、感染症、寄生虫のリスクもよく知られているところです。今後、問題が生じることがないように、大阪府として衛生管理の強化に取り組むことを計画に盛り込んで下さい。

#### 7. 抗生物質の乱用・誤用による耐性菌の拡大を防ぐ取組を盛り込んで下さい。

- 1) 抗生物質の乱用・誤用による耐性菌の拡大が大きな懸念となっています。11月7日にWHOが農業・畜産関係者らに対し健康な動物への抗生物質の使用をやめるよう強く求めたと報じられました。畜産物と養殖生産の安全対策と事業者の取組ポイントに、こうした視点を盛り込んで下さい。

#### 8. リスクコミュニケーションと分かりやすい情報提供を強めて下さい。

- 1) 開催方法を工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを図ることを進めるとともに、その内容を広く府民に知らせて、理解を促進して下さい。特に、行政、事業者、消費者が率直に意見交換できる場を広げて下さい。

2) 若い世代に対する情報発信ツールとして SNS の活用を進めてください。

**9. 大阪健康安全基盤研究所について、従来業務を後退させることなく、機能強化を進めて下さい。**

1) 食の安全安心の確保のためには、その基盤として基礎研究や技術開発を継続して充実させることが不可欠です。大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門が廃止・統合され、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所ができましたが、それにより従来の業務を後退させることなく、機能強化につながるように万全を図って下さい。

**10. 食の安全安心推進協議会での議論をより重視して下さい。**

1) 今回の計画改定に当たり、食の安全安心推進協議会には3月に諮問がされ、8月に素案が示されて議論がされていますが、十分な議論をするには時間が足りないように思われます。今後、計画の実施状況の評価、計画の見直しに当たっては、協議会が議論する時間をしっかりと確保し、その内容を汲み尽くす運営に努めて下さい。

以上